

令和 6 年第 5 回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和 6 年 5 月 23 日（木）

午後 1 時 30 分

場所・座間市役所 6 F 全員協議会室

第 5 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 6 年 5 月 23 日、第 5 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

1	森	川	保	7	吉	川	充
2	草	薙	初 夫	8	小	泉	聡
3	若	菜	成 之	9	鈴	野	伸 吾
4	曾	根	将 彦	10	吉	川	浩 正
5	池	上	元 徳	11	市	川	芳 明
6	吉	川	稔 恒	12	山	村	優 子

会議を欠席した委員

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曾 根 覚 、 池 上 光 昭 、 野 島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 事務局 長 | 田 川 敦 子 |
| 2 | 庶務係 長 | 河 野 誠 |
| 3 | 主 事 楠 | 束 田 佑太郎 |
| 4 | 主 事 楠 | 関 口 裕 介 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第9号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第10号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第16号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 議案第17号 農用地利用集積計画について

その他

午後 1 時30分開会

- 議長 ただいまの出席委員は12人で、定足数に達しております。
- これより令和 6 年第 5 回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。
- それでは、本日の議事に入ります。
- 本日の議事日程は、お手元に配布させておりますとおり定めましたので、ご了承願います。
- 日程第 1、議事録署名委員の指名について。
- 座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、2 番草薙初夫委員、10番吉川浩正委員の両名を指名いたします。
- 次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。
- 事務局 それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと存じます。
- まずは、1 の会務報告です。今回は、令和 6 年 4 月 26 日（金）から令和 6 年 5 月 22 日（水）までの概要でございます。
- 先月、4 月 26 日（金）、この場所におきまして、令和 6 年第 4 回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、9 件、13 筆の農地転用、農地法第 5 条、12 件、15 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。
- 議案としましては、非農地証明の発行について、1 件、1 筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、1 件、2 筆、農用地利用集積計画について、新規が 3 件、5 筆、令和 7 年度県農林業施策並びに予算に関する要望についての以上 4 議案についてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。
- 続きまして、5 月 4 日（土）に開催された座間市大風まつりの開会式に、会長が来賓として出席しています。
- 5 月 9 日（木）には大和市生涯学習センターで、県央地区農業委員会連合会通常総会が開催され、会長と職務代理が出席しました。
- 5 月 15 日（水）には農地部会を開催し、本日の議案に対し現地確認と事前協議を行いました。
- 5 月 22 日（水）には農地利用最適化推進委員が市内のパトロールを実施しています。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計5件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理いたしました。

諸報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第9号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第10号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第9号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年5月23日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続けて、日程第4、報告第10号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年5月23日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

農地法第4条届出について、地目、畑が4筆、地積合計、1,507㎡。

農地法第5条届出について、地目、田が1筆、地積、223㎡、畑が6筆、地積、694㎡。

合計としましては、田が1筆、地積、223㎡、畑が10筆、地積合計、2,201㎡、届出件数10件でございます。

以上です。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第16号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

なお、今回よりモニターを取り入れて、現地の状況を委員、また推進委員の皆様にも把握しやすくいたしましたので、よろしくお願いいたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第16号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和6年5月23日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

お手元の資料の3ページをご覧ください。

まず申請人ですが、座間市栗原中央五丁目[]にお住まいの、[]さん。
引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年5月27日から令和6年5月23日まで。

特例適用農地は、番号1、東原2丁目[]、地目、畑、地積、991㎡。番号2、栗原中央5丁目[]、地目、畑、地積、677㎡、合計1,668㎡でございます。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に3年ごとに税務署に提出する証明で、芹沢地区の[]さんからのご申請でございます。

[]さんは平成11年の相続により、資料の4ページにございます山王神社の近くの畑と、資料5ページにございます国道246号線の北側、ご自宅の隣の畑を納税猶予として受けられており、今回で8回目の引き続きの証明となっております。

農地の管理状況といたしましては、主に露地野菜を作付しておりますが、お手元のタブレットまたはテレビモニターにて現況の農地の写真をご用意しましたのでご確認をよろしくお願いいたします。

農業経営といたしましては、ご本人様と奥さん及び娘さんで行っており、所有する農機具は、トラクター、耕耘機等となります。

申請内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、議案第16号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 15日に農地部会で現地検討に行っていました。

今日は、あのようモニターで見ているわけなのですが、今までは農振部会の方は何の見ていなくて、どうですかと言われても、またこれ、困ったことだと思います。森川委員からそういうご指摘がありまして、何とか間に合いました。

今回は、栗原の さんの畑、2筆を見てまいりました。1つがご自宅の裏、もう一つがご自分が経営されています豚肉の加工場の敷地の中にある畑です。両方ともよく管理はされていました。ただ、加工場の中にある畑なのですが、多分これから野菜の苗を植えられるのか、何も作付てはありませんでしたけれども、トラクターがかけてあるような状態で、きれいになっておりました。大丈夫だと思います。

以上です。

議 長 議案第16号の地区担当委員は曾根将彦委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

曾 根 委 員 最初の1の部分については、畑の部分が3分の2ぐらい、あと3分の1のところにはハウスが建っていました。トラクターできちんと耕運されて、きれいになっていました。

それから、2の部分については、ほとんどがイチゴ、それから一部、柿の木が植わっていました。そのような状況でイチゴがほとんどを占めて栽培されていました。特に問題はないと思われます。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第16号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第16号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第17号、農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第6、議案第17号、農用地利用集積計画について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認を求めます。

令和6年5月23日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

こちらの農用地利用修正計画ですが、旧農業経営基盤強化促進法に基づき、座間市において基本的構想を定め、農作業や農地の管理を任せたい農地所有者と農地を借りて経営規模を拡大したい希望を持つ農業者との間に市が入り、農地の貸し借り等を農地法によらずに行うもので、農地の流動化、集約を図り、農作業の効率化等を促進するための事業です。

資料6ページをご覧ください。

貸手の氏名ですが、[]さん、[]さん。住所は、座間市入谷東一丁目[]。所在地は、新田宿向新田[]及び新田宿向新田[]。利用権の種類は、使用貸借です。

借人の氏名は、[]さん。住所は、座間市座間2丁目[]。始期は、令和6年6月1日、終期、令和10年12月31日、期間、4年7箇月です。

場所につきましては、案内図の7ページをご覧ください。

こちらは、座架依橋の南側に位置する市街化調整区域内の田、1筆と畑、1筆です。

この農用地利用集積計画につきましては、借手側の審査をしていただくものとなります。

借人の[]さんですが、ご本人と奥さんで営農されており、水稻作や施設園芸等、農業経営を行っております。

農業機械につきましては、耕耘機、トラクター、田植機、バインダー、コンバイン等を所有しております。

今回の新規の農用地利用集積計画は、貸手が共有者の2名、借人が1人、筆数が2筆、面積が合計1,196㎡の利用集積計画です。

内容につきましては以上になります。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただいま、議案第17号、農用地利用集積計画について、提案理由並びに補足説明がございました。

ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第17号、農用地利用集積計画について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第17号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了しました。

それでは、先日、農地利用最適化推進委員で農地パトロールを実施しておりますので、池上光昭推進委員から報告を求めます。

池上推進委員 それでは、5月22日に実施しましたパトロールの結果を報告いたします。

パトロールは、推進委員3名と事務局1名で、昨年度末に新規就農しました横浜市にお住まいの■■■■さんと、横須賀市にお住まいの■■■■さんの四ツ谷の圃場を見てまいりました。

お二人ともきちんと管理されており、良好な耕作を行っていることを確認いたしました。今後とも引き続き圃場の確認を行います。

報告は以上です。

議長 それでは、委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 以上で、令和6年第5回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後1時51分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

2 番 _____

10 番 _____